白石市運転免許証自主返納者支援事業実施要綱

（目的）

第１条　市は、市民の運転免許証自主返納者を支援するとともに、交通事故防止及び公共交通の利用促進を図ることを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(１)　運転免許証　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）第９２条第１項に規定する運転免許証であって、法第９２条の２に規定する有効期間内にあるものをいう。

　(２)　自主返納　法第１０４条の４第１項の規定により、公安委員会に対して全ての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

　(３)　市民　白石市に住所を有する者をいう。

　(４)　取消通知書　道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第３０条の９第４項の規定により免許の取消しの申請の際に交付される通知書をいう。

　(５)　運転経歴証明書　法第１０４条の４第６項の規定により交付される証明書をいう。

　（対象者）

第３条　支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、運転免許証を自主返納した市民とする。

　（支援の内容）

第４条　市長は、対象者の白石市民バスの運賃を無料とする。

　（提示）

第５条　対象者は、白石市民バスを利用する際、次に掲げるものを運転手に提示する。

　(１)　取消通知書の原本若しくはその写し又は運転経歴証明書の原本若しくはその写し

　(２)　マイナンバーカードの原本若しくはその写し又は住民票その他住所が分かるものの原本若しくはその写し

　（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。